

アフリカ人権裁判所の発足

渡 辺 豊

目次

- I はじめに
- II アフリカにおける人権保障体制の展開
- III 事例検討
- IV おわりに

I はじめに

地域人権条約として、独自の実施措置を有するものとしては、ヨーロッパ人権条約及び米州人権条約がその存在を長く知られてきた。両条約とも、当初の規範内容及び実施措置を発展させてきており、現在では人権裁判所による司法制度が設けられている¹。

これに続く地域人権条約を有するのが、アフリカである。1981年に採択された「人と人民の権利に関するアフリカ憲章」（以下、「バンジュール憲章」あるいは「憲章」と表記）は、個人の権利のみならず集団の権利としての人民の権利を規定している他、個人の権利ではなく義務を規定して

1 ヨーロッパ人権条約では、当初設置されていた委員会が第11議定書によって裁判所に統合され、司法裁判制度に一本化されている。他方米州人権条約では、個人が訴えを提起できるのは委員会であり、裁判所への出訴権は個人には付与されていない（米州人権条約第44条、第61条1項）。

いるなど、アフリカ独自の規範内容を有していることはつとに知られている。その実施措置としては、人と人民の権利に関するアフリカ委員会（以下、アフリカ人権委員会）が個人からの通報を受理することで行われてきた。アフリカ人権委員会による個人通報手続は、その事例もある程度の蓄積を見せており、多くの論者がこれについて検討を行っている²。

アフリカにおいても、ヨーロッパ並びに米州と同様に人権裁判所を設けるべきであるとの議論は、以前より存在していた。その結果、人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所（以下、「アフリカ人権裁判所」と表記）を設立するためのバンジュール憲章議定書が採択され、それに基づき設置された裁判所が活動を開始している。

本稿の目的は、アフリカにおける地域人権条約の進展状況について概観するとともに、事例検討を通じて現時点で生じている問題点及び将来への展望について地域的人権保障の観点から検討を行うことである。

本稿では、以下の順番で上述の問題を検討する。まず、IIにおいてアフリカ人権保障体制がどのように進展してきたかについて概観する。そこから、ヨーロッパ及び米州における地域人権保障体制との異同やアフリカにおける特徴など、地域人権保障体制における共通性と特殊性を明らかにす

2 e.g., Shelton, D., "International Decisions, Decision Regarding Communication 155/96," 96 *American Journal of International Law* 937, 2002 ; Baderin M.A., "The African Commission on Human and Peoples' Rights and the Implementation of Economic Social and Cultural Rights," in Baderin, M. and McCorquodale (eds.), *Economic, social, and cultural rights in action*, Oxford University Press, 2007, pp. 139-166 ; Chirwa, D.M., "African Regional Human Rights System : The Promise of Recent jurisprudence on Social Rights," in Langford., M. (ed.), *Social rights jurisprudence : emerging trends in international and comparative law*, Cambridge University Press, 2008, pp. 323-338 ; Bekker G., "The African Human Rights System : An Uphill Struggle," *German Yearbook of International Law*, Vol. 52, 2009, pp. 45-73 ; Kufuor, K.O., *The African Human Rights System : Origin and Evolution*, Palgrave Macmillian, 2010.

る。ここでの分析は主として実施措置に関わるものである。

Ⅲでは、具体的な事例を検討することでアフリカにおける地域人権保障体制の問題点を検討する。ここでは、アフリカ人権裁判所における最初の事例を分析の対象とする。後述の通り、この事例は現在セネガルに政治亡命しているチャドの元大統領であるヒセンヌ・ハブレ（Hissène Habré）氏が在職中に行ったとされる大量虐殺（ジェノサイド）行為に関連したものである。ハブレ氏に対する司法手続は、セネガルの国内裁判所のみならず、AU（アフリカ連合）においても議論されており、かつハブレ氏のチャドあるいは第三国への引渡を求める動きが見られている。アフリカ人権裁判所の最初の事例となったこの事件は、バンジュール憲章の実体規定に関する論点ではなく、専ら個人による訴訟提起の条件が主たる論点とはなっているものの、今後のアフリカにおける人権保障の実効性を考える上でも参考となる事例であると考えられるため、人権の実体的内容と併せた実施措置の実効性確保及び他の国際人権フォーラムあるいは国際的フォーラムとの関連という観点から検討を行う。

当該事例に関連する議論として、まずハブレ氏の訴追に関するアフリカ人権裁判所以外の司法機関における動きを確認する。ここで指摘できるのは、第一に拷問禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約）が設定する広範な管轄権が事実上の「引渡か処罰か（*aut dedere aut judicare*）」の内容として機能しつつあり、重大な人権侵害を根拠とした普遍的管轄権の設定の可能性を有していることである。また第二に、多種多様なフォーラムが同一内容について議論を行っていることから、それらの相互関係あるいは権限関係も問題となろう。

それらの議論を前提として、アフリカ人権裁判所の判決を検討する。ここでの問題は訴訟手続における問題が中心となる。これらについて、例えばバンジュール憲章によって規定されている個人通報手続と司法裁判手続との関係、裁判所への出訴権者の範囲と国家の同意の関係について、裁判所が何を語り、あるいは何を語らなかったのか、あるいは裁判所の暫定規

則の問題点などを検討する。最後に、上述Ⅱ及びⅢの議論と併せて今後の課題をⅣで概観する。

Ⅱ アフリカにおける人権保障体制の展開

1 バンジュール憲章及びその実施措置

1) バンジュール憲章の実体規定

アフリカにおける地域人権条約であるバンジュール憲章（人及び人民の権利に関するアフリカ憲章）は1981年に採択され、1986年に効力を生じている。その実体規定は、いくつかの点で他の人権条約とは異なる特徴を有していることは既に知られている。その例としては、条約の名称が示すように個人の権利（人権human rights）のみならず集団の権利（人民の権利peoples' rights）を規定していること³、権利のみならず個人の義務についても規定していること⁴などが指摘されている。その他、バンジュール憲章は経済的、社会的及び文化的権利（以下、「社会権」）と市民的政治的権利（以下、「自由権」）を単一の条約に統合し一つの条約に規定し、かつ憲章上のすべての権利について何らの区別をつけずに個人通報制度の対象としていることも指摘しうる⁵。

他の地域人権条約では、条約の対象となっている権利は自由権が中心であり、社会権がその対象になっているのはごく一部に限られている。例えば、ヨーロッパ人権条約では規範内容の拡大により、条約に規定される権

3 バンジュール憲章第19-24条。

4 バンジュール憲章第1部第2章（第27-29条）。

5 申恵丰「社会的及び経済的権利活動センター並びに経済的及び社会的権利センター対ナイジェリア —通報番号一五五／九六に関する決定、アフリカ人権委員会、二〇〇一年」申恵丰『人権条約の現代的展開』（信山社、2009年）、105頁。

利に関連する限りにおいて一定の社会権が判例により条約の射程に入りつつある。しかしながら、それは条約に規定された規範内容との関連においてとどまるものであり、全面的な包摂とは言い難い⁶。

また米州人権条約第26条は「経済的、社会的、教育的科学のおよび文化的基準が示す権利」として社会権が規定されているものの、これは専ら国内における漸進的な実現を念頭に置いたものであり、明らかに自由権と社会権との間の扱いの差が見られる。またサンサルバドル議定書（経済的、社会的および文化的分野における米州人権条約の追加議定書；1988年採択）により一定の社会権に関しても米州人権裁判所への付託の対象に加えられたが、それでも社会権の全面的な包摂ではないことが指摘できる⁷。

その意味において、アフリカにおける人権保障体制はアフリカの独自性や特性を有しつつも、他の人権条約における実行を取り入れたものとなっており、その実行は検討に値するものと思われる。現在では、バンジュール憲章に基づく個人通報の事例についてもアフリカ人権委員会のホームページでかなりの部分について資料が公開されている。

2) バンジュール憲章に基づく実施措置⁸

バンジュール憲章は実施機関として「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会」（以降「アフリカ人権委員会」あるいは「委員会」と表記）を置いている（バンジュール憲章第30条）。委員会は11人の委員で構成され

6 Koch, E., *Human Rights as indivisible rights: the Protection of socio-economic demands under European Convention on Human Rights*, Martinus Nijhoff Publishers, 2009；拙稿「欧州人権裁判所による社会権の保障」『一橋法学』第7巻2号（2008年7月）、447-487頁。

7 cf., Craven, M., "The Protection of Economic, Social and Cultural Rights under the inter-American System of Human Rights," in Harris, D.J. and Livingstone, S. (eds.), *The Inter-American System of Human Rights*, Clarendon Press, 1998, pp. 289-321.

（憲章第31条）、その権限は憲章第45条に規定されている。すなわち、①人及び人民の権利の促進活動として、人権の分野における資料収集、セミナーの開催、アフリカの政府が立法の基礎とすることができる原則と規則を定めて規定すること、人権の促進及び保護に関わるアフリカの機構及び国際機構と協力すること、②憲章が定める条件下の人権保護活動、③AUの機関またはAUが認めるアフリカの組織の要請によりこの憲章のすべての規定を解釈すること、④国家元首及び政府首脳会議によって委ねられるその他の任務の遂行、である。これらの権限に基づき、委員会はこれまで各国別の人権状況の報告制度（憲章第62条）以外にも、国別の人権促進／保護のためのミッション派遣や、特定の問題に関する特別報告者の任命、事実調査ミッションの派遣などを行ってきた⁹。

委員会の実施措置として憲章上規定されているのが、国家通報制度（憲章第47条）、個人通報制度（第55条）、及び国家報告制度（第62条）である。このうち、国家通報制度並びに個人通報制度に関しては、締約国による別途の宣言を必要とせず、すべての締約国に適用される。

個人通報制度は、地域的人権条約においてはヨーロッパ人権条約（第11議定書発効以前の人権委員会への申立）や米州人権条約における米州人権委員会への申立（米州人権条約第44条）などでは締約国による特別の宣言は必要とはされていないものの、国連人権条約においては個人からの通報を条約実施機関が受理し検討する権限を認める特別の宣言あるいは

8 Oloka-Onyango, J., "Beyond the Rhetoric: Reinvigorating the Struggle for Economic and Social Rights in Africa", 26 *California Western International Law Journal*, 1995, pp. 1-73; Nowak, M., *Introduction to the International Human Rights Regime*, Martinus Nijhoff Publishers, 2003, pp. 203-214.

9 Shelton, D., *Regional Protection of Human Rights*, Oxford University Press, 2008, pp. 542-543.

cf., Mission Reports of the African Commission on Human and Peoples' Rights, at <http://www.achpr.org/english/_info/reports_en.html> (last accessed on 14 January 2011).

そのような手続を定める議定書の加入が前提となっている(例:自由権規約選択議定書第1条)。国家通報制度については、欧州人権条約(第33条)以外ではすべての人権条約において特別な宣言が必要とされている(例:自由権規約第41条)。

このことから、バンジュール憲章に基づく実施措置はその規範内容と併せて他の地域的あるいは普遍的な人権条約とは異なる特徴を有していると言えよう。その点で、バンジュール憲章に基づく実施措置が注目されるゆえんであると考えられる¹⁰。

2 アフリカ人権裁判所の設置とその後の展開

アフリカにおける人権保障の発展として指摘しなければならないのが、本稿で検討の対象としているアフリカ人権裁判所の設置である。アフリカ人権委員会を補完する役割を有する機関としての人権裁判所を設置するためのバンジュール憲章の議定書(「人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所を設立する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」¹¹;以

10 また、バンジュール憲章では適用法規を柔軟に規定していることもこの関連で指摘できる(バンジュール憲章第60-61条)。この点は、アフリカ人権裁判所においても踏襲されている(アフリカ人権裁判所設立議定書第7条)。

11 Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Establishment of an African Court on Human and Peoples' Rights. at <http://www.achpr.org/english/_info/court_en.html> (last accessed on 14 January 2011).

cf., Kowouvi, S., « La Cour africaine des Droits de l'Homme et des Peuples : Une rectification institutionnelle du concept de «specificité africaine» en matière de droits de l'homme », *Revue Trimestrielle des Droits de l'Homme*, 2004, pp. 757-790 ; Kane, I. and Motala, A.C., "The Creation of a New African Court of Justice and Human Rights," in Evans, M. and Murray, R. (eds.), *The African Charter on Human and Peoples' Rights*, 2nd edition, 2008, pp. 406-440.

降「議定書」と表記）は1998年6月に採択され、2004年1月に発効した。アフリカ人権裁判所はタンザニアのアルーシャに置かれている。最初の裁判官は2006年7月に就任の宣誓を行い、裁判所の任務が開始された。裁判所はこれまでに暫定規則（Interim Rules of Court）を作成するなどして、裁判所の構成を整備してきた¹²。

議定書によると、裁判所はAU加盟国の国民である11名の裁判官で構成され、裁判官は個人の資格で選出される（第11条1項）。任期は6年であり、1回に限り再選が可能である（第15条1項）。裁判官の選出に当たっては、ジェンダーを適切に代表することを確保するように求められている（第14条3項）。また裁判所と委員会の関係は補完的な関係であるとされている（第2条）。

裁判所の管轄権の範囲は、バンジュール憲章、本議定書及び関係当事国が批准している他の関連する人権文書の解釈及び適用に関する紛争である（第3条、第7条、暫定規則第26条1項a）。裁判所に事件を付託することができるのは、①アフリカ人権委員会、②アフリカ人権委員会に申立を提起した締約国、③アフリカ人権委員会に申立を提起された締約国、④市民が人権侵害の犠牲者となっている締約国、⑤アフリカの政府間国際組織である（第5条1項）。個人及び委員会のオブザーバー資格を有するNGO（非政府組織）も事件を付託することができる（第5条3項、暫定規則第33条1項）が、その場合は申立の対象となっている締約国が、そのような申立を裁判所が受理する権限を認める宣言を行っている場合に限られる（第34条6項）。当該宣言は、この議定書の批准時及びその後いかなる時点においてもなすことができ（同項）、アフリカ連合事務局に寄託される（第34条7項）。

12 Bekker, G., "Recent Developments in the African Human Rights System 2008-09," *Human Rights Law Journal*, Vol. 9, No. 4, 2009, pp. 668-689.

なお本稿末尾に【参考資料】として関連する条文の一部を掲載してあるので適宜参照のこと。

議定書第5条3項に基づいて提起された事件において、受理可能性について決定する場合には、裁判所はアフリカ人権委員会の意見を求めることができ、委員会はそれに対して可能な限り意見を与えなければならない（第6条1項）。裁判所は受理可能性について決定する際には、バンジュール憲章第56条の規定に考慮を払い決定しなくてはならない（第6条2項、暫定規則第40条）。その結果、本案を検討するか、あるいは委員会に移送することができる（第6条3項¹³）。

事件の当事者は、仮保全措置（第27条2項、暫定規則第51条）並びに管轄権・受理可能性に関する先決的抗弁（暫定規則第52条）を提出する権利を有する。裁判所は評議が終了してから90日以内に判決を下す（第28条1項）。

議定書第7条の文言からも明らかなように、裁判所が判断する実体規定としての人権規範は、バンジュール憲章に限定されず当事国が加盟国である他の人権諸文書にも及んでいる（バンジュール憲章第60条及び第61条も参照のこと）。バンジュール憲章の実体規定が先述のように自由権及び社会権を区分していないことから明らかなように、司法裁判制度において人権規範が包括的に対象となっている点は特徴的であると考えられる。

なおAUの枠内では、AUの司法機関であるアフリカ司法裁判所（Court of justice of the African Union）がAU設立条約第18条に規定されており、これを設置する議定書が採択されている¹⁴。前述のアフリカ人権裁判所とこのアフリカ司法裁判所を統合させ、アフリカ司法人権裁判所（African

13 議定書には明文規定はないが、申立に明らかに利益のない場合には裁判所はその理由と決定を当事者に通知することを条件として、口頭弁論などを行わずに申立を却下することができる（暫定規則第38条）。

14 *cf.*, Protocol of the Court of Justice of the African Union, adopted by the Assembly of the Union on 11 July 2003 in Maputo Mozambique.

なおこの議定書は発効していない。

Court of Justice and Human Rights) を設置する AU 設立条約の議定書が採択されている¹⁵。しかし同議定書は現時点では発効しておらず、裁判所の統合はまだ行われていない。二つの裁判所を統合する議定書には、付属文書としてアフリカ司法人権裁判所規程がある。

これによると、新裁判所は AU の主たる司法機関としての地位を有する（規程第 2 条 1 項）。アフリカ人権裁判所は、現時点ではバンジュール憲章の議定書に基づき設置されていることから、専らバンジュール憲章に基づく人権促進及び保護活動を行うことになるが、その地位が大きく変化することになる。

裁判所は 16 人の裁判官で構成され（第 3 条 1 項）、AU 加盟国の国民から個人資格で選出される。裁判官の被選挙資格としては、徳望が高く、かつ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者または国際法及び／または人権法に有能の名のある法律家のうちから選出されるものとされている（第 4 条）。裁判官の選出に当たっては、地理的配分（第 3 条 3 項）に併せてジェンダーについても公正に代表されるべきとされている（第 7 条 5 項）。裁判官の任期は 6 年であり、一回に限り再選が可能である¹⁶（第 8 条 1 項）。16 人の裁判官は、8 名ずつ一般部（General Affairs Section）と人権部（Human Rights Section）に配置される（第 16 条）。

裁判所の管轄は、以下の事項に及ぶ。すなわち、① AU 設立文書の解釈・適用に関する争い、② OAU（筆者注：現在は AU、以下同様）の枠

15 Assembly of the African Union, Decision, Assembly/AU/Dec.83 (V), DECISION ON THE MERGER OF THE AFRICAN COURT ON HUMAN AND PEOPLES' RIGHTS AND THE COURT OF JUSTICE OF THE AFRICAN UNION, (Fifth Ordinary Session, 4-5 July 2005).

cf., Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights.

16 裁判所を統合するための議定書に拠れば、アフリカ人権裁判所の裁判官の任期は、新たな司法人権裁判所の裁判官の選出に伴い終了することになっている（議定書第 4 条）。

内で採択された条約や議定書、その他補助的文書の解釈・適用及び有効性に関する争い、③バンジュール憲章やOAUの枠内で採択された人権条約、及び締約国により批准されたその他人権文書の解釈・適用、④国際法のあらゆる問題、⑤AU諸機関の決定や指令などに関する争い、⑥締約国間あるいはAUと締結している条約により裁判所に管轄権が付与されているその他の事項、⑦確立された場合に締約国がAUに対して追っている義務の違反となるような事実の存在、⑧国際的義務違反に対して行われる賠償の性質と程度、である（第28条）。これらのうち、人権に関する事件は人権部に付託され、それ以外の事件は一般部に付託される（第17条）。

裁判所に事件を付託できるのは、議定書の締約国とAU総会及びAU議会である。他のAU諸機関は、AU総会の同意を得た上で事件を提起することができる（第29条1項）。また、バンジュール憲章をはじめとするAUの枠内で採択された人権条約、締約国が批准している関連する人権文書により保障されている権利侵害を理由として、以下のものにも裁判所へ事件を付託する権利を認めている。すなわち、①本議定書の締約国、②アフリカ人権委員会、③子供の権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会、④AUもしくはAU諸機関に認められたアフリカ政府間機構、⑤アフリカの国内人権機関、⑥裁判所設立議定書第8条¹⁷に定める条件の下、個人及びAUに認められたNGO、である（第30条）。

裁判所の適用法規は、設立文書やAU関連条約のみならず、締約国が批准している国際条約など広く設定されている（第31条1項）。また経過規定により、アフリカ人権裁判所に係属して終結していない事件は、アフリカ司法人権裁判所に引き継がれることになっている。

アフリカ人権裁判所の特殊性は、新たな裁判所が成立すればさらに大き

17 同条は、以下の通り規定する。

「すべての加盟国は、本議定書の署名時または批准あるいは加盟書の寄託時、もしくはそれ以降のいかなる時点においても、裁判所規程第30条（f）に基づく事案を裁判所が受理する権限を受諾する宣言を行うことができる。」

く変化することになるように思われる。なぜならば、いままで人権条約に基づく実施措置として、人権に特化した司法機関が設置されてきたにも関わらず、新たに成立が予定されている新裁判所は、一般的な国際的司法機関の一部として人権に関する紛争を扱うことになるからである。無論、国際司法裁判所をはじめとする国際的な司法機関において人権問題が論じられてこなかったわけではない。ただし国際司法裁判所には個人のアクセスが認められていないことから、人権問題に関する個人が関与する事例は人権条約に基づく特別な実施措置（国連人権条約に基づく個人通報制度、地域人権条約に基づく個人通報制度あるいは司法裁判制度）が想定されていた。そのような手続を拡大して、AUという地域機構の司法機関が人権の保護促進にどのような役割を果たしうるかについては、その発足後の実行が注目される。

次節では、以上のような経緯を経て成立したアフリカ人権裁判所の最初の事例について検討を行う。

Ⅲ 事例検討

ここでは、アフリカ人権裁判所における最初の判決であるYogogombaye対セネガル事件判決（2009年12月15日）¹⁸を主たる検討事例とする。Iでも述べたように、本件はチャドの元大統領であるハブレ氏に関して提起された多くの事例の一つである。ハブレ氏に対する司法手続に関しては、ジェノサイドあるいは人道に対する罪などの国際人道法・国

18 African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 001/2008, *Michelot Yogogombaye v. Republic of Senegal*, Judgment, 15 December 2009. [hereinafter, African Court Judgment]
at < <http://www.african-court.org/en/cases/latest-judgments/> > (last accessed on 14 January 2011).

際刑事法に基づく個人の刑事責任の追及のみならず、拷問行為に関する普遍管轄権の行使が主張されており、この点に関しては既に多くの先行研究が見られる。ここで注目されるのは、ハブレ氏に対する司法手続は戦争犯罪（及び人道に対する罪）のような国際人道法・国際刑事法に基づく主張のみならず、拷問禁止条約をはじめとする人権規範の観点からの主張が見られることである。バンジュール憲章をはじめとする人権条約に基づく主張（アフリカ人権裁判所、ECOWAS（西アフリカ諸国経済機構）司法裁判所）や拷問禁止条約に基づく主張（拷問禁止条約に基づく個人通報、国際司法裁判所）が人道法あるいは国際刑事法に基づく主張と並んで、国際的フォーラムにおいて提起されていることは、前述のアフリカにおける動きと併せて考えれば、今後の人権保障体制の発展の可能性を示すものであると思われる。

ただし、国際人道法及び国際刑事法に関する本件での議論はすでに多くの先行研究¹⁹があることから、本稿ではそれらの議論は人権問題あるいはアフリカ人権裁判所の事例に関する限りにおいて扱うに留める。

1 事件概要

旧フランス植民地であったチャドは、1960年の独立後も南北の住民対立などがあり混乱が絶えなかった。ハブレ氏が政権にあったとされる1982年から1990年までの期間、ハブレ政権は反政府勢力に対して大規模な弾圧工作を行い、数万人の反体制派が殺害されたと言われている。1990年12月のクーデターによりハブレ氏は政権を追われ、以来セネガルに政治亡命している。チャド新政府は、クーデター後にハブレ氏の在任中に行

19 e.g., Monghamdam, T., "Revitalizing Universal Jurisdiction: Lessons from Hybrid Tribunals applied to the Case of Hissène Habré," 39 *Colm. Hum. Rts. L. Rev.* 471, 2008.

われた犯罪の究明のため調査委員会を設置したが、同委員会の報告によれば、前大統領在任中に略式処刑などで失われた生命は、およそ40,000名にのぼると言われている²⁰。

ハブレ政権による弾圧の被害者やチャド政府などは、ハブレ政権による弾圧を国際的に非難し、国際法廷や自国への引渡を要求している。同様の主張は、EUや国際人権NGOによってもなされている²¹。以下それぞれにつき、簡単に概観する。

2 アフリカ人権裁判所に至るまでの一連の対応

1) セネガル国内における対応

2000年1月、旧ハブレ政権の弾圧による被害者の一部は、セネガルにおいてハブレ氏に対する訴訟を提起した。セネガルの予審判事はハブレ氏が人道に対する罪、拷問及び残虐行為に共謀しているとして、ハブレ氏を自宅軟禁下に置き、捜査を開始した。しかしダカール控訴院は、2000年7月4日付で予審判事の起訴を認めず不起訴とした。その理由は以下の通りである。まず人道に対する罪は、当時のセネガル刑法では刑罰の対象となっていない。次に、拷問及び残虐行為は刑罰の対象とはなっていたものの、当該行為が外国人により行われかつセネガル領域外での行為であることから、セネガル刑事訴訟法の規定により管轄権を有さない²²、というもので

20 ICJ, *Application Instituting Proceedings Belgium v. Senegal*, 16 February 2009, para. 12.

21 例えば、欧州議会の決議（European Parliament resolution on impunity in Africa and in particular the case of Hissène Habré, OJ C 304 E, 1.12.2005, p. 408.）やHuman Rights Watchのホームページを参照のこと。<<http://www.hrw.org/en/habre-case>> (last accessed on 14 January 2011)

22 セネガル刑事訴訟法は、外国人により行われた外国での行為でセネガルが管轄権を行使しうる行為について、国家の安全を侵害する行為や公印・通貨の偽造などに限定していた。

あった²³。当該決定に対して破棄の申立がなされたが、2001年3月20日の破棄院判決においてもセネガルの普遍管轄権の行使を認める手続上の条文は存在しないことを理由に、当該決定は支持されている²⁴。

ただし後述するように、拷問禁止条約に基づく個人通報の決定及びAU（アフリカ連合）の要請を受け、セネガルは人道に対する罪などの戦争犯罪を国内法において処罰の対象とし、ハブレ氏の行為をセネガル国内法に基づき裁くための憲法改正及び関連国内法の改正を行った。この改正の是非がアフリカ人権裁判所及びECOWAS司法裁判所において争われることになる（後述3及び4参照）。

2) ベルギーにおける普遍管轄権行使の動き

セネガル国内における司法手続と並行して、ベルギー国籍をもつチャド人による訴訟提起がベルギー国内においてなされた。ベルギーは「国際人道法の重大な違反の処罰に関する1993年6月16日の法律」（2003年4月23日の法律により改正）に基づき普遍管轄権を設定しているため、これに基づきハブレ氏に対する訴訟が提起されたものである²⁵。ベルギー予審判事

なおこのセネガルの決定に対しては、セネガル政府による圧力があつたと拷問禁止条約に基づく個人通報において通報者側が主張している。またこれに関連して、国連人権委員会（当時）の拷問に関する特別報告者及び裁判官及び弁護士に関する特別報告者は、人権委員会決議2000/43を援用し、遺憾の意を表明している（CAT, Communication No. 181/2001, *Suleymane Guengueng et al. v. Senegal*, View, 19 May 2006, para. 2.5., note 3. [hereinafter, CAT view]）。

23 *Application Instituting Proceedings Belgium v. Senegal*, 16 February 2009 [hereinafter, Application], para. 2.

24 CAT view, para. 2.7.

25 同法に関しては、以下の文献を参照のこと。村上太郎「国際人道法の重大な違反の処罰に関する1993/1999年ベルギー法（1）（2・完）」『一橋法学』第2巻2号（2003年1月）、727-761頁；第2巻第3号（2003年11月）、1077-1107頁。同「ベルギー人道法、その後」『一橋法学』第6巻1号（2007年3月）、

は当該事例に関する捜査を行い²⁶、2005年9月19日にハブレ氏に対する国際逮捕状を発布した²⁷。同逮捕状は、ハブレ氏が国際人道法上の犯罪の実行者あるいは共同実行者として発布されている²⁸。同日、ベルギー政府はセネガルに対して拷問禁止条約などを根拠としてハブレ氏の引渡を請求した²⁹。

セネガルは当該請求に基づきハブレ氏を2005年11月15日に逮捕したが、ダカール控訴院は、2005年11月25日に引渡請求について判断する管轄権を有しないとの決定を行った³⁰。その理由は、問題となっているハブレ氏の行為が大統領在任中のものであり、国家元首としての権限行使に関するものであるためであるとされている³¹。上述のベルギー国内法は、容疑者がベルギーに所在する場合に限り訴追が行われる旨規定しているため、ベルギーはハブレ氏の引渡を受けない限り自らの国内法に基づく管轄権を行使できない状況に陥った。後にベルギーは、5)において触れるように拷問禁止条約に基づき、セネガルがハブレ氏をベルギーに引渡すかあるいは自ら処罰する義務があることを訴え、国際司法裁判所に訴訟を提起している。

509-528頁。山内由梨佳「重大な人権侵害を構成する犯罪に対する普遍的管轄権の適用可能性—ベルギー人道法とスペイン司法権組織法を手がかりとして」『本郷法政紀要』第15号（2006年）、177-209頁。

26 ベルギー予審判事の捜査に際して、チャドの司法大臣は、ハブレ氏が有している免除をチャドが剥奪し、1993年4月7日以降は裁判権免除を享受していないと述べている（Application, para. 5.）。

27 Application, para. 4.

28 Application, para. 6.

29 CAT view, para. 2.8.

30 CAT view, para. 2.9. ; 村上太郎「ベルギー人道法、その後」（前注25）、524-525頁。

31 Application, para. 6. ; CAT view, para. 2.10.

3) AU（アフリカ連合）による働きかけ

2005年11月26日に、セネガルの内務大臣はハブレ氏をアフリカ連合議長下に置き、ハブレ氏が48時間以内にナイジェリアに国外追放となると発表した³²。ナイジェリアとセネガルの大統領は当該事案をアフリカ連合首脳会議に提起することで合意し、2006年1月に開かれたアフリカ連合首脳会議において、アフリカ法律家賢人委員会（Committee of Eminent African Jurists）を設置しそこでハブレ氏の事件の様々な側面や、彼に対する手続についての可能性について検討させることが決定された³³。

具体的には、ハブレ氏を訴追するための選択肢やその様々な観点について、以下の点を考慮に入れつつ、委員会に具体的な解決策を提言するように求めている³⁴。考慮すべき点は、①不処罰を完全に退ける原則の堅持、②司法権の独立と審理の公平性を含む、公正な審理に関する国際的な基準の堅持、③ハブレ氏が裁かれるべき罪についての管轄権、④コスト及び審理にかかる時間の観点からの効率、⑤被害者及び証人に対するアクセス可能性、⑥アフリカのメカニズム優先、である。

以上のような要請を受けたアフリカ法律家賢人委員会は、2006年5月に報告書を提出した³⁵。委員会は、上述①及び②について全面的に賛同した上で、ハブレ氏を訴追するための管轄権についてあらゆる側面から検討を加えている。アフリカ内部での手続を念頭に置くと、まず考えられるのがハブレ氏と密接な関係のあるセネガルとチャドのいずれかである。委員会はハブレ氏がセネガル領域内に所在していることから、セネガルが拷問禁

32 CAT view, para. 2.10. しかしその後国外追放は実施されず、ハブレ氏はその後もセネガルに滞在している。

33 CAT view, para. 2.11.; cf., AU Decision Assembly/AU/Dec.103 (VI), 23-24 January 2006.

34 AU Decision Assembly/AU/Dec.103 (VI), paras. 3-4.

35 Report of the Committee of Eminent African Jurists on the Case of Hissène Habré, at < <http://www.hrw.org/en/habre-case> > (last accessed on 14 January 2011)

止条約に基づく義務を履行すべきであると述べている³⁶。次にハブレ氏の国籍国であり、かつ問題となっている拷問行為はチャド国内で生じていることから、チャドも拷問禁止条約第5条1項に基づく管轄権を行使しうる。よってチャドは、求められている司法協力を提供する義務があるとしている³⁷。その他、AU加盟国で拷問禁止条約の当事国であるすべての国家はこの事件を裁く権利を有する。またアド・ホックな国際裁判所としてAU設立条約に基づく裁判所の設置という可能性も考え得るとしている。委員会の提案は、AU加盟国の最高裁判所の裁判官から5名の裁判官を選びハブレ氏の事件について審理を行うというものである。ただしこの選択肢の場合、アド・ホックな裁判所がどのような形態であったとしても経費がかかる上設立までの時間を考えるとハブレ氏を裁く機会が遅れてしまうことになることが考えられる、と委員会報告書は指摘する³⁸。

さらに委員会は、地域的な司法機関における解決の可能性を検討しているが、アフリカ人権裁判所は刑事事件に関する管轄権を有さず、またアフリカ司法裁判所は設立のための議定書が未発効のため審理を行うことができない上に、アフリカ人権裁判所同様に刑事事件に関する管轄権を有していない³⁹。

以上のことから委員会は、①アフリカの方式が採択されるべきこと、②ハブレ氏はAU加盟国で裁かれるべきであり、それは第一義的にはセネガルかチャドであり、もしくは他のAU加盟国である、③セネガルは、国際法上の義務を履行するべく義務づけられていることから、ハブレ氏を裁くのに最も適している、④チャドはハブレ氏を裁き処罰する第一義的な責任を有しており、セネガルに協力すべきである、⑤他の選択肢としては、アド・ホックな裁判所の設立が考えられるが、それはアフリカ諸国により設

36 *Ibid.*, paras. 17-19.

37 *Ibid.*, para. 20.

38 *Ibid.*, paras. 22-25.

39 *Ibid.*, para. 26.

立しうる、⑥いかなる方式が選択されるにせよ、AUはアフリカ諸国家がハブレ氏を裁くための責任を履行するかアド・ホックな裁判所な受け入れる国家を支援しなくてはならない、⑦（チャドもしくはセネガル以外の）第三の選択肢は、拷問禁止条約を批准した他のアフリカ諸国が責任を引き受けて管轄権を行使することであると提言を行った⁴⁰。

上述の委員会報告に基づき、AU総会は2006年8月に決定を採択した⁴¹。そこでAUは、セネガルに対して、裁判のための保障を備えたセネガルの権限ある裁判所において、ハブレ氏を訴追し、裁かれることを確保するように命じた。同時にAUはセネガルがハブレ氏の訴追を遂行するに際して、必要な支援を行うことを決定した。

これを受けてセネガル政府は、ハブレ氏の訴追が可能となるように自国の国内法を改正すると言明した。具体的には、刑法を改正し、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪を処罰する規定を挿入すること、また刑事訴訟法を改正し、セネガル国内裁判所における普遍管轄権の行使を可能にした⁴²。しかしながら、ハブレ氏の訴追費用は多額の費用が必要とされ、このため国際社会による財政支援が必要であるとセネガル政府は述べている⁴³。

また、この法律改正に併せて2008年に憲法改正が行われた。その趣旨

40 *Ibid.*, paras. 27-33.

なお委員会は、将来同様の事態が生じないように、これとは別個にいくつかの提言を行っている。それは概略以下の通りである。①すべてのAU加盟国は、拷問禁止条約を批准しかつ同条約第22条に定める個人通報制度を受諾すべきである、②人権を実効的に保護するために国内及び地域的機構を強化する必要がある、③アフリカ人権裁判所（及び将来のアフリカ人権司法裁判所）は、刑事事件に関しての管轄権が与えられるべきである、というものである（*Ibid.*, paras. 36-42.）。

41 AU Decision Assembly/AU/Dec.127 (VII), 2 August 2006.

42 ICJ, provisional measures order, para. 6.

43 セネガルによれば、ハブレ氏を訴追するための費用は、概算2,750万ユーロが必要であるという。その後の展開については、後述IVを参照のこと。

は、上述の刑法及び刑事訴訟法の改正が、ハブレ氏の処罰を可能にするべく適及的効果を有するというものであった⁴⁴。このことが、後にアフリカ人権裁判所及びECOWAS司法裁判所における論点となる。

ただしセネガルでは、1) で述べたようにハブレ氏に対する手続は既に終了しており、ハブレ氏はセネガル国内においては何らの拘束を受けることなく生活しているとされる。同時にセネガル政府は様々な理由によりハブレ氏の訴追を行っておらず、その意志がないのではないかとの懸念も存在する⁴⁵。さらにハブレ氏がセネガルを出国することにより訴追を免れるのではないかとの懸念が被害者や人権NGOを中心に表明されており、このことが後に述べる拷問禁止条約に基づく個人通報や、ベルギーによるICJへの訴訟申立の遠因となっている。

4) 拷問禁止条約に基づく個人通報手続

上述の動きと並行して、国際的フォーラムにおいてハブレ氏の訴追を実現する動きが見られている。その一つが、拷問禁止条約に基づく個人通報手続である⁴⁶。通報者は、チャド在住の複数の私人（上述1）における原告）である。彼らは、2001年に個人通報を提起し、セネガルの条約違反による被害者であると主張した⁴⁷。

通報者は、セネガルがハブレ氏を自国内で裁くことも他国に引き渡すこ

44 African Court Judgment, para. 20.

45 cf., Amnesty International Public Statement, *Senegal: The Pretext of a lack of money must not delay Reopening the Investigation into Hissène Habré*, AI Index: AFR 49/005/2010. 24 November 2010.

46 CAT, Communication No. 181/2001, *Suleyman Guengueng et al. v. Senegal*, U.N. Doc., CAT/C/36/D/181/2001 (19 May 2006).

cf., Nowak, M. and McArthur, E., *The United Nations Convention Against Torture: A Commentary*, Oxford University Press, 2008, pp. 289-292, 358-359.

47 セネガルは1986年8月21日に同条約を批准し、1996年10月16日に同条約第21条及び第22条に基づく個人通報を受諾する宣言を行っている。

ともしていないことが、拷問禁止条約の第5条2項及び第7条⁴⁸に違反すると主張している。すなわち第一に、セネガル刑法は拷問行為についての処罰規定を有するものの、拷問禁止条約第5条2項に基づく管轄権の設定を行っていない。第二に、拷問行為の実行者であるハブレ氏がセネガル国内に存在しているにも関わらず、セネガル政府はハブレ氏の行為について管轄権を行使していない。第三に、セネガル政府は同条約の国家報告制度において国内法規定はハブレ氏に対する管轄権行使の妨げにならないと述べているにもかかわらず、第5条2項に基づく必要な措置をとっていない。また第四に、セネガル政府はハブレ氏の拷問行為を裁いておらず、かつ他

48 それぞれの条文は以下の通り規定する。

「第5条 1 締約国は、次の場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が自国の管轄の下にある領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 自国が適当と認めるときは、被害者が自国の国民である場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第8条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。」

「第7条 1 第四条の犯罪の容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、第5条の規定に該当する場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

2 1の当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。第5条2の規定に該当する場合における訴追及び有罪の言渡しに必要な証拠の基準は、同条1の規定に該当する場合において適用される基準よりも緩やかなものであってはならない。

3 いずれの者も、自己につき第4条の犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱いを保障される。」

国に引き渡すことも行っていない（前述の通り、ベルギーからの引渡し請求については、判断する権限がないとしてこれを事実上退けている）⁴⁹。

これに対してセネガル政府は、同条約第22条1項⁵⁰の意味に照らして、通報者が提起している事態は、セネガル国内において行われたものでもなく、またセネガル刑事訴訟法が規定するようにセネガルが管轄権を有するものではないと主張し、通報が受理されるべきではないと主張した⁵¹。この点について通報者は、通報の実質が彼らの受けた拷問ではなく、セネガルにおいて提起されたハブレ氏に対する訴訟を却下したことにありと主張し、受理可能性を争った。また、同条約第22条は自由権規約（市民的、政治的権利に関する国際規約）の第一選択議定書第1条と同様の文言であり、そこでは同条にいう「自国の管轄の下にある」の文言は柔軟に解されてきていることを指摘する。

委員会は2001年11月13日に受理可能性に関して決定を行い、通報者が指摘するように通報の内容がセネガルにおけるハブレ氏に対する訴追が拒否されている状況にあると認めた上で、この点から通報者がセネガルの「管轄の下にある」とし受理可能性を認めた⁵²。

委員会は、2006年5月19日に本案段階に関しての決定を行った⁵³。委員

49 CAT view, paras. 3.2-3.10.

50 第22条1項は、以下の通り規定する。

「この条約の締約国は、自国の管轄の下にある個人であっていずれかの締約国によるこの条約の規定の違反の被害者であると主張する者により又はその者のために行われる通報を、委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言を、この条の規定に基づいていつでも行うことができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。」

51 CAT view, para. 4.

52 CAT view, para. 6.3.

53 なお委員会によると、本案段階の決定までに時間がかかったのはベルギーにおける引渡し手続を理由とした当事者からの要請があったためであるとされている（CAT view, para. 9.1.）。またセネガル政府は、2002年3月31日に本案に関する見解を送付しているが、委員会がその後2005年11月24日付け

会は第5条2項の違反の申立に関して、2001年のセネガル破棄院の決定は拷問についての決定を行っていないこと、国家報告制度において普遍管轄権の設定に向けて適切な措置をとることが勧告されたにもかかわらず、その後何らの措置もとられていないことなどから、セネガルが第5条2項に定められた義務を履行していないと認定した⁵⁴。また第7条違反の主張に関しては、同条にいう拷問行為の実行者の処罰は、他国による引渡請求を前提としないこと、また同条の趣旨が拷問行為の不処罰を防ぐことにあることを指摘した上で、現時点でセネガル政府は自国領域内にいるハブレ氏についてその拷問行為を自国で処罰せず、また2005年9月19日にベルギーからの引渡請求があったことから、セネガルはハブレ氏をベルギーに引き渡すことによってそのような義務を履行することもできたにもかかわらず、それも行ってないことから、第7条に違反すると認定した⁵⁵。

5) ICJ（国際司法裁判所）における訴訟手続

2) で述べたように、ベルギーは国内法により設定された普遍管轄権を採用してハブレ氏の訴追を試みたものの、セネガルがハブレ氏の引渡しを事実上拒否したことから管轄権を行使できない状態にあった。

2009年2月19日に、ベルギーはセネガルに対する請求訴状を国際司法裁判所に送付し、訴訟を提起した⁵⁶。ベルギーは裁判所の管轄権を国際司

の書簡で当該見解をアップデートするように要請したが、それに応えていない (*Ibid.*, para. 9.2.)。

54 CAT view, paras. 9.3-9.6.

55 CAT view, paras. 9.7-9.10.

56 ICJ, *Case concerning Questions relating to the Obligation to prosecute or extradite* (Belgium v. Senegal), Request for the indication of provisional measures, Order, 28 May 2009. [hereinafter, ICJ Provisional measures, order]

大谷良雄「刑事訴追もしくは身柄引渡し義務に関する事件（上）（下）」『時の法令』1841号（2009年9月）41-46頁、1843号（2009年10月）40-47頁。

法裁判所規程第36条2項（選択条項受諾宣言）及び拷問禁止条約に基礎づけ、以下のことを主張した⁵⁷。

- ① 裁判所は、ハブレ氏を訴追するか引渡すかについてのセネガルの負う義務の履行に関する、ベルギーとセネガルとの間の紛争に関して管轄権を有する。
- ② ベルギーの請求は受理可能である。
- ③ セネガルは、拷問行為及び人道に対する罪の実行者、共犯、共謀についてハブレ氏に対する刑事訴追を行う義務を有する。
- ④ ハブレ氏を訴追しないことにより、セネガルはハブレ氏をベルギー裁判所において裁くため、ベルギーに引き渡す義務を有する。

ベルギーはまた訴訟の提起と同時にICJ規程第41条に基づく仮保全措置を申請している。ハブレ氏は現在セネガル国内にいるものの、セネガルのワッド大統領が報道機関に話したところに拠れば、ハブレ氏を訴追するために必要な資金が見つけれない場合自宅軟禁を解くことがあり得るといふ（2009年2月2日のワッド大統領インタビュー）。その場合、ハブレ氏がセネガルを離れることが可能となり、ベルギーが国際法上有する権利（国際人道法に対する罪を刑事手続で裁く権利）を侵害し、セネガルの義務（ハブレ氏に対して申し立てられている国際法上の犯罪について、訴追するか引き渡す義務）に違反するという⁵⁸。よってベルギーはそのような事態を防ぐべく、本案についての終局判決までの間、セネガル司法当局に

本件では、特任裁判官としてベルギーはPhilippe Kirsch裁判官を選任し、セネガルはSerge Sur裁判官を選任している（ICJ Provisional measures, order, para. 20.）。

57 両国とも選択条項受諾宣言を行っており（ベルギーは1958年6月17日、セネガルは1985年12月2日）、また両国とも拷問禁止条約の締約国である（ベルギーは1999年6月25日、セネガルは1986年8月21日批准）。

58 ICJ Provisional measures, order, para. 13.

よりハブレ氏の監視が行われ、ベルギーがその履行を要求している国際法上の規則が正しく適用されるよう、セネガルが必要な措置をとることを裁判所が指示するように求めている⁵⁹。

以下、両当事者の主張及び裁判所の判断について概観する。

(1) ベルギーは、裁判所の管轄権をICJ規程第36条2項（選択条項受諾宣言）に基礎づける一方で、拷問禁止条約第30条1項にいう「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争」が存在すると主張する⁶⁰。またセネガルのワッド大統領が報道機関に対して述べたように、もしセネガルがハブレ氏に対する監視を解き、ハブレ氏が他国に出国することになればベルギーの権利に対する回復不能な侵害を惹起することになると主張する⁶¹。以上のことから、仮保全措置についての一定の管轄権がICJには認められるとする。

以上のことからベルギーは、以下のような請求を行っている。

「ベルギーは、裁判所に対して以下のような仮保全措置を指示するように求める。すなわち、セネガルは自らの権限の範囲内において、ベルギーが履行を要求している国際法上の規則が正しく適用されるようにするために、ヒセンヌ・ハブレ氏をセネガル当局

59 *Ibid.*, para. 14.

60 同条は以下の通り規定する。

「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。」

61 またベルギーは、アフリカ人権裁判所及びECOWAS司法裁判所における手続が、本件におけるベルギーの権利に予見を与える可能性のある命令を出す可能性についての懸念を表明している（ICJ provisional measures, order, para. 32.）。

の統制・監視下に置き続けるためのすべての措置をとることを求める。」⁶²

(2) 他方セネガルは、セネガル国内においてハブレ氏を訴追するための手続を行い、国際的義務を履行しようとしていることから、ICJが仮保全措置を指示する必要な条件を満たしていないと主張する。ベルギーは「外交交渉の失敗」を主張するが、本件に関する外交交渉はそのような段階に立ち至っていないとしている。よって拷問禁止条約第30条に規定された手続上の条件を充足しておらず、本件は受理不能であると主張する。

また、ベルギーによるハブレ氏の引渡請求についても、ベルギーの2005年11月15日付けの引渡請求に対してダカール控訴院が2005年11月25日付けで判断できない旨の決定を行い、当該決定をベルギーに2005年12月23日に伝えていることから、引渡に関する手続は終了していると述べている。さらに、セネガルはハブレ氏の訴追に関する問題をアフリカ連合に付託し、その決定に基づき国内法を改正している。以上のことから、国際法上の法的規則の解釈（とりわけ拷問禁止条約のそれ）に関する両国間の紛争は存在せず、裁判所の一応の（*prima facie*）管轄権も認められないと主張する⁶³。また、セネガル大統領の発言は、ハブレ氏の自宅軟禁を解くことを言明したのではなく、ハブレ氏がセネガル司法当局から逃れるという現存しかつ深刻な危険が存在するということにはならず、ベルギーの仮保全措置の申請には緊急性がなく、また回復不能な権利の侵害も存在しないと主張した⁶⁴。

なお仮保全措置の口頭審理に際して、裁判所からの質問に対して、ベルギーはセネガル代理人がセネガル政府の名において、裁判所の前で、本件の最終判決が下されるまでハブレ氏がセネガルを去ることの内容に確保す

62 ICJ provisional measures, order, para. 34.

63 ICJ provisional measures, order, paras. 25-28.

64 ICJ provisional measures, order, paras. 29, 37.

るために必要なすべての措置がとられることを、明確かつ無条件に表明し、その内容が仮保全措置命令の本文に含まれれば、仮保全措置の請求の存在意義がなくなるとみなすには十分なものであると述べている⁶⁵。また、それに対応してセネガル代理人は本件が裁判所に継続している間はハブレ氏が同国を去ることを認めないとの宣言を公式に行っている⁶⁶。

（3）裁判所は仮保全措置命令において、以下のような判断を示している。

① 裁判所は、仮保全措置を指示するための一応の (*prima facie*) 管轄権が存在するかどうかを検討するに際して、まず当事者間に訴訟手続の提起の時点において、拷問禁止条約第30条にいう「紛争」が存在しているかどうかを検討する。裁判所はこの点に関して、当事者間に拷問禁止条約の解釈及び適用に関する紛争が存在し、それが継続していると認めている⁶⁷。また、同条項に定められた手続的条件が満たされているかについては、「交渉によって解決することができない」との文言の解釈に当事者間の見解に相違が見られる。裁判所はこの点について、一応の管轄権があるかどうかを検討している現段階においては、ベルギーによって交渉のための試みがなされたということを示すことで十分であり、紛争が交渉によって解決することができないという条件が一応満たされたとみなされなければならないと述べている⁶⁸。

拷問禁止条約第30条は、同条約の解釈及び適用に関する紛争が交渉によって解決されない場合、「いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される」と規定する。この要件が満たされているかどうかについて、裁判所は2007年5月8日付けのベルギーの口上書が明確に仲裁への付託について言及していること、当該口上書がセネガルに送られ、ICJへの付託の日である2009年2月19日の6ヶ月以上前に受領されていることを指摘す

65 ICJ provisional measures, order, para. 33.

66 ICJ provisional measures, order, para. 38.

67 ICJ provisional measures, order, paras. 47-48.

68 ICJ provisional measures, order, paras. 49-50.

る⁶⁹。よって、裁判所は本件について拷問禁止条約第30条に基づく一応の管轄権を有するとの結論に達する⁷⁰。またこのことから、現時点ではICJ規程第36条2項に基づく管轄権についての議論は必要ないと述べている。

②保全される権利と措置の連関につき裁判所は、当事者の一方によって主張される権利が最低限主張しうるもの（plausible）であることが必要であると示している。ここでベルギーが主張する権利とは、セネガルが自国でハブレ氏を訴追するか、それが不可能な場合には身柄をベルギーに引き渡すことを要求する権利である。裁判所はこの点につき、ベルギーの申請する仮保全措置の内容が、ハブレ氏をセネガル司法当局が統制・監視下に置き続けるために必要な措置をとることであり、ハブレ氏がセネガル領域を立ち去ることがあり得る場合には、本案においてベルギーに属すると判断されうる権利に影響を与えることになりかねないと述べる⁷¹。よって、これについては一定の連関を裁判所はこの点で認めていると言える。

③裁判所は最後に、ベルギーの仮保全措置の請求に緊急性があるかどうかについて検討する。前述のようにベルギーは、セネガルのワッド大統領が報道機関のインタビューに答えた内容から、ハブレ氏が自宅軟禁を解かれセネガルから出国することになる可能性が存在し、ゆえに緊急性の要件が満たされると主張している。そのことが、ハブレ氏を訴追から逃れさせ、セネガルが拷問禁止条約上負っている義務の履行を不能にするものであると述べている⁷²。

これに対してセネガルは、大統領の発言によって、ベルギーが拷問禁止条約の下で有しているとされる権利に対する回復不能な侵害とはならないと反論する。それによると、ワッド大統領の発言の意図は、ハブレ氏の刑事訴追を速やかに行うという熱意を強調したものであるという⁷³。

69 ICJ provisional measures, order, para. 52.

70 ICJ provisional measures, order, para. 53.

71 ICJ provisional measures, order, para. 61.

72 ICJ provisional measures, order, paras. 63-64.

口頭審理において、Greenwood裁判官からセネガル及びベルギー双方に対して質問がなされた。セネガルに対しては、本件が裁判所に係属している間にハブレ氏がセネガルを去ることがないという公式の保証を与えるかどうかが問われた。また、ベルギーに対しては、そのような公式な保証がなされた場合に、それを十分な権利の保障として受け入れることができるかどうか問われた⁷⁴。それに対して、セネガルは副代理人がセネガル政府を代表して「本件が裁判所に係属している間に、ハブレ氏がセネガルの領域を去ることを認める意思はない」と述べている⁷⁵。また、ベルギーの副代理人は同様に、セネガル側のそのような公式な宣言が、仮保全措置の指示の請求がもはや目的を有さないとみなすに十分たり得ると述べている⁷⁶。以上のことから、裁判所はセネガルの公式の保証（formal assurance）により裁判所の終局判決までの間ハブレ氏がセネガル領域を去ることがないことから、現時点において仮保全措置を指示する緊急性を有していないとの結論に至る⁷⁷。以上の理由に基づき、裁判所は13対1の評決により、ICJ規程第41条によって仮保全措置を指示する権限を行使する状況ではないと判示した（反対はCançado Trindade裁判官；後述）。

なおKoroma裁判官とYusuf裁判官の共同宣言、Al-Khasawneh裁判官とSkotnikov裁判官の共同分離意見、Sur特任裁判官の分離意見ではいずれも両国間の「紛争」の存在について意見が述べられている。Koroma裁判官とYusuf裁判官の共同宣言では、上述のセネガルの宣言により裁判所は仮保全措置の目的が消滅したと宣言すべきだったと指摘している⁷⁸。Al-Khasawneh裁判官とSkotnikov裁判官の共同分離意見では、そもそも

73 ICJ provisional measures, order, para. 67.

74 CR 2009/9, p. 59 (Greenwood).

75 CR 2009/11, para. 6 (Kandji) ; ICJ provisional measures, order, para. 68.

76 CR 2009/10, para. 6 (Dive) ; ICJ provisional measures, order, para. 69.

77 ICJ provisional measures, order, para. 73.

78 Joint Declaration of Judges Koroma and Yusuf, paras. 10-11.

の「紛争」が存在していたのかどうかについての疑義が示されている。両裁判官は、南西アフリカ事件における説示を引用しつつ、両当事者の主張が積極的に対立しているかどうかについて、本件において裁判所は検討しようとしていないと批判をしている⁷⁹。このことから、両裁判官は紛争は存在せず、仮保全措置の目的は消滅したと述べている。これと同様の主張は、Sur 特任裁判官の分離意見においても述べられている。

3 アフリカ人権裁判所判決

アフリカ人権裁判所の最初の判決となったのは、以上のような経緯を経たハブレ氏の取り扱いについてであった⁸⁰。本件を提起したYogogombaye氏はスイスに亡命しているチャド国籍の私人である⁸¹。彼は2008年8月11

79 Joint Separate Opinion of Judges Al-Khasawneh and Skotnikov, paras. 6-9.

80 African Court on Human and Peoples' Rights, Application No. 001/2008, *Michelot Yogogombaye v. Republic of Senegal*, Judgment, 15 December 2009. [hereinafter, African Court Judgment] at < <http://www.african-court.org/en/cases/latest-judgments/> > (last accessed on 14 January 2011).

cf., Mujuzi, J.D., "Michelot Yogogombaye v The Republic of Senegal: The African Court's First Decision," *Human Rights Law Review*, Vol. 10, No. 2, 2010, pp. 372-381 ; Olinga A.D., «Regards sur le premier arrêt de la Cour africaine des Droits de l'Homme et des Peuples», *Revue Trimestrielle des Droits de l'Homme*, 2010, pp. 749-768 ; Jalloh, C.C., "International Decisions," 104 *American Journal of International Law*, 620, 2010.

なお本稿末尾に【参考資料】として関連する条文の一部を掲載してあるので適宜参照のこと。

81 判決文では明らかになっていないが、Yogogombaye氏はハブレ氏がチャドの大統領職にあったとき、一時期閣僚をしていたとされている。cf., Adjovi, R., "Questionable Precedent: The First Ruling by the African Court on Human and Peoples' Rights," 21 December 2009, at <<http://jurist.law>

日付けの申立において訴訟を提起した⁸²。Yogogombaye氏は、申立の中で①申立が受理可能であること、②セネガルがバンジュール憲章の諸規範に違反していること、③セネガルが、AUの決定に従いハブレ氏に対する訴追を行おうとしていることは、政治的動機に基づくものであり普遍管轄権行使の濫用であること、④ハブレ氏に対する訴追手続を停止し、南アフリカで行われた真実和解委員会方式による解決方式をとること、などを主張した⁸³。具体的には、セネガルによる国内法の改正によりハブレ氏を処罰するために刑法並びに刑事訴訟法をハブレ氏に対して遡及適用することが、バンジュール憲章第7条2項に違反するというものである⁸⁴。チャドもセネガルも議定書の当事国でありかつ同議定書第34条6項に規定されている、個人により提出された請求を受理する裁判所の権限を受諾しているという⁸⁵。

それに対してセネガルは申立書を受け取った後、それに対する訴答書面の準備のために期限の延長を要請した。しかしその後提出された書面にお

pitt.edu/forumy/2009/12/questionable-precedent-first-ruling-by.php> (last accessed on 14 January 2011).

82 暫定規則第34条1項は、裁判所書記に対して申立人あるいは代理人の署名を付した申立書を送付しなければならないと規定しているが、申立人はAU委員会に電子メールでこれを送付している。AU委員会より送付を受けた裁判所書記がこれを受け取ったのが2008年12月29日であった（African Court Judgment, para. 3.）。

この点で、申立は暫定規則の手続を経ていないものの、それが申立却下の理由にはなっていない。

83 African Court Judgment, para. 23.

84 African Court Judgment, para. 21.

バンジュール憲章第7条2項は、以下の通り規定する。

「何人も、実行の時に法的に刑罰を科することができる犯罪とされていないか、または不作為については有罪とされない。実行の時に規定されていない犯罪については刑罰を科されない。刑罰は、属人的なものであり、犯罪者に対してのみ科することができる。」

85 African Court Judgment, para. 17.

いて、セネガルは実体的な問題についての主張と共に、裁判所の管轄権及び受理可能性を争った⁸⁶。セネガルは同議定書第34条6項に定める、個人からの通報を受理する裁判所の権限を受諾する宣言を行っていないと主張し、併せて申立人がセネガルに対して訴訟を提起するために正当な利益を有しないと主張した⁸⁷。

以上の主張に基づき、裁判所はまずセネガルによって提起された先決的抗弁について、暫定規則第39条1項及び第52条7項に基づき検討を行った。前述の通り、個人が議定書第5条3項に基づき裁判所に対して申立を行うには、申立の相手国が同議定書第34条6項に基づく宣言を行っていることが必要である⁸⁸。この2つの条項を併せて読むことにより、個人による裁判所への直接のアクセスには、そのような事件を裁判所に提起することを認める、申立の相手国による特別の宣言が寄託されていることが条件となる⁸⁹。ところで議定書第34条6項に基づく宣言はAU委員会の事務局に寄託されることになっているが、裁判所がAU委員会委員長に対して同条項に基づく宣言を行っている締約国の一覧の提出を求めたところ、セネガルはその一覧の中に載っていなかったという⁹⁰。よって、裁判所は申立

86 申立人は、裁判所からの見解の要請に対して、申立書と同様の内容を述べているとされる (African Court Judgment, para. 15.)。

87 African Court Judgment, paras. 24-26.

88 この点に関して、議定書第5条3項はNGOや個人に訴訟を提起する権限を与えることができる (may entitle) と規定しているが、裁判所がそのような権限を拒否しようという意味ではないことから、この用語法は適切ではないと指摘されている (Jalloh, *supra* note 80, note 21.)。

89 African Court Judgment, paras. 32-34.

90 African Court Judgment, para. 36.

ただしこの宣言を行っている国の一覧は、AU委員会のホームページやアフリカ人権裁判所のホームページにも記載がない。AUのプレスリリース(2010年9月20日)において、当該宣言を行っている国家がブルキナファソ、マラウイ、マリ、タンザニアの4カ国であることが記載されているのが、唯一確認できる情報である (Jalloh, *supra* note 80, p. 624.)。

に対する管轄権を有さないとの結論に至り、全員一致で管轄権を有しないと判断した⁹¹。また、このことからその他の主張については判断する必要がないとして、原告適格あるいは実体的議論については検討されていない。

ハブレ氏の事件に関して、アフリカ人権裁判所が人権の観点から実体的な判断を示したわけではないが、訴訟手続の観点からはいくつかの問題点を指摘しうる。Ouguergouz裁判官の分離意見⁹²は、これに関して2つの点について述べている。それは、第一に申立から判決までなぜ時間がかかったのか、そして第二になぜ裁判所は申立を受理した段階で却下せずに判決により決定を行ったかである。これら2つの点は相互に関連しているので、以下一括して扱う。

裁判所は、暫定規則第39条が定めるように管轄権及び受理可能性に関して予備調査（preliminary examination）を行うとされている。しかし本件においてはそのような手続はとられず、暫定規則第52条に基づく先決的抗弁の手続において検討が行われた。2008年12月に裁判所書記が申立を受理した後、申立は裁判所の総件名簿に掲載されかつセネガルに申立を送付され、AU委員会委員長に事件の付託が通知されている。ところで、同様の司法的手続あるいは準司法的手続では、申立あるいは通報はすぐに総件名簿に掲載されているわけではない⁹³とOuguergouz裁判官は指摘する⁹⁴。これらの手続においては、個人からの申立を受諾する特別の宣言を

91 African Court Judgment, para. 46.

92 Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz.

93 アフリカ人権委員会、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、規約人権委員会のいずれでも、申立あるいは通報の相手国となっている締約国が個人からの申立を受理する裁判所（委員会）の権限を認めていない場合には、その旨を当事者に通知して総件名簿には載せないという実行が存在している（Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 14, notes 3-6.）。

行っていない締約国に対する申立は、当該締約国が申立を受諾していないことを理由として申立そのものが却下され、当該締約国に申立が送付されないこともある。

では本件において、なぜそのような手続がとられなかったのか。Ouguergouz 裁判官の分離意見は、この理由を二つの点に求めている。

一つは、セネガルの訴訟戦略である。セネガルは2009年2月10日付の書簡により裁判所に対して申立の送付を受けたことを知らせているが、この時点でセネガルは自国が議定書第34条6項に基づく宣言を行っていないことを通知することができたにも関わらず、それを行っていない⁹⁵。このような行動をとったセネガルの意図は明らかではないが、これにより裁判所の管轄権を受諾する可能性を排除しなかったと解する余地が生じたと Ouguergouz 裁判官は指摘する。すなわち、2009年4月9日に裁判所書記がセネガルの先決的抗弁を受領する時点までは、応訴管轄 (*forum prorogatum*) の可能性があったということである⁹⁶。

議定書第34条6項は、個人による申立を受諾する宣言の方式を定めているが、同項は宣言を行う時間的側面については規定しておらず、必ずしも当該宣言が申立の前になされていることを求めている⁹⁷。よってセネガ

94 この点で、アフリカ人権裁判所の方式は、ICJの1978年7月1日以前の実行と同様のものであると言える (*Ibid.*, para. 16)。すなわち、すべての訴訟が総件名簿にまず記載され、後に命令の形で訴訟が却下されることにより総件名簿から削除される方式である。

なお、現在のICJ規則第38条5項は第2文において「ただし、請求が向けられた国が当該事件のために裁判所の管轄権に同意するまでは、総件名簿に記載してはならず、手続上いかなる措置もとってはならない。」と規定する。

95 Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 18.

96 Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 33.

97 Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 28.

第34条6項の原文は以下の通りである。

At the time of the ratification of this Protocol or any time thereafter, the State shall make a declaration accepting the competence of the Court to

ルは申立がなされた後でも、当該宣言を自由に行うことができる⁹⁸。以上のことから裁判所は、暫定規則第39条に定める職権による予備調査（管轄権の有無の確認）ではなく、暫定規則第52条に定める先決的抗弁手続によって本件を扱う必要があった。暫定規則第52条7項は「裁判所は、先決的抗弁の決定についての理由を示す。」と定めていることから、判決形式による先決的抗弁の決定が必要になったと Ouguergouz 裁判官は指摘する⁹⁹。ただしこのことは、セネガルによる先決的抗弁の提起が遅すぎたということではない¹⁰⁰。

第二は、議定書及び暫定規則の不備である。既に述べているように暫定規則第39条は裁判所の職権による先決的問題に関する検討について定めている。しかしながら議定書第34条6項に定める宣言を行った国家の一覧を裁判所は有しておらず、またそれについても裁判所に通知されるように規定されていない。よって暫定規則第39条の前提となる情報を裁判所は有していないことになってしまう。AU委員会においても、議定書の締約国の一覧はホームページで公開されているが、同議定書第34条6項に定める宣言を行った締約国の一覧は公開されていない。このことから、議定書の一締約国に対して申立を提起しようと考えている個人やNGOにとっては、申立をなすことができるかどうか判断できない問題点が生じてい

receive cases under article 5 (3) of this Protocol. (下線部は筆者による)

なお下線部の仏語訳はこれとはやや異なった表現になっている (A tout moment à partir de la ratification du présent Protocole)。cf., Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, note 11.

98 理論的には、①管轄権を争う、②管轄権を争わず受理可能性を争う、③応訴管轄に応じて本案を争う、という選択肢が考え得る (cf., Jalloh, *supra* note 80, p. 625.)。

99 Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, paras. 36-38.

100 この点は、Ouguergouz 裁判官もセネガルは暫定規則第37条や第52条1項の手続を慎重に遵守したのであろうと述べている (Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 39.)。

る¹⁰¹。議定書第34条7項は、同条第6項に基づく宣言がAU事務局に寄託されると規定するのみで、寄託者がそれを裁判所に通知する義務などについては触れていない¹⁰²。よって、申立を行おうと考えている個人やNGO及び裁判所にとって重要な情報が知らされていないという不備が生じていることが指摘される。

本件において裁判所は、人権の実体規範に関する判断をする機会がなかった。他方で、裁判所は議定書第34条6項の「受理する (receive)」という文言を柔軟に解している¹⁰³。以上概観した点は、専ら訴訟手続に関わるものであるが、これらの問題点を改善した上で、アフリカ人権裁判所がバンジュール憲章の実施機関の一つとしてどのような役割を果たしていくのかについて、今後の実体規定に関する判断を踏まえた更なる検討が必要であろう。また、本件では議論されていないが訴訟権者の範囲や、アフリカ人権委員会との権限関係についての議論も、人権保障の観点からは注目に値しよう。

4 その後の展開

ハブレ氏はアフリカ人権裁判所における自らに関する事件とは別個に、セネガル国内において行われている刑法及び刑事訴訟法ならびに憲法の改正による訴追の動きに対して、自らECOWAS司法裁判所に対して2008年10月1日に訴訟を提起した¹⁰⁴。

101 Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 41.

102 ICJや米州人権裁判所では、裁判所の管轄権の受諾などの宣言をなした場合には、当該宣言の写しが裁判所に送付される旨の規定があると指摘している (Separate Opinion of Judge Fatsah Ouguergouz, para. 42.)。

103 裁判所の判決では、この文言は物理的に「受け取る」と解されるべきではなく、裁判所が事件を聴取する (hear) する条件を意味するものとして解すべきであると述べている (cf., African Court Judgment, para. 39.)。

ECOWAS司法裁判所は、ECOWAS（Economic Community of West African States：西アフリカ諸国経済共同体）の一機関として、ECOWAS設立条約第15条に規定されている¹⁰⁵。2004年1月19日に採択された議定書¹⁰⁶によると、ECOWAS司法裁判所に関する議定書第9条は裁判所の管轄事項の一つとして「ECOWAS設立条約、諸条約、議定書、規則、指令、決定の下で引き受ける義務の、締約国による不履行」（第9条1項d）を規定している。また、裁判所へのアクセスに関して人権に関する個人からの提訴を認めている（第10条d）¹⁰⁷。

ハブレ氏の訴えによると、セネガルの上述の行為によりECOWAS共同

104 ECOWAS Court of Justice, *Hissein Habré v. Republic of Senegal*, Application No. ECW/CCJ/APP/07/08, Judgment No. ECW/CCJ/JUD/06/10, 18 November 2010. [hereinafter, ECOWAS Judgment]

本稿では、Human Rights Watchのホームページに記載のフランス語判決文を参照した。at, <<http://www.hrw.org/en/habre-case>> (last accessed on 14 January 2011)

セネガルはECOWAS加盟国である（ただしチャドは加盟国ではない）。

105 Economic Community of West African States (ECOWAS) : Revised Treaty, 35 *ILM* 660 (1993).

106 Supplementary Protocol A/SP.1/01/05 amending the Preamble and articles 1,2,9,22 and 30 of Protocol A/P.1/7/91 relating to the Community Court of Justice and article 4 paragraph 1 of the English version of the said Protocol, 19 January 2004.

107 地域経済統合を目的とするECOWASが、その司法機関において人権について扱う権限については、ECOWAS設立条約第4条（g）が基本原理の一つとして「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の規定に従って、人及び人民の権利の承認、促進及び保護」を掲げていることがその根拠とされている。なお、この規定は1993年の設立文書改正において挿入されたものである（Ebobrah, S.T., “Critical Issues in the Human Rights Mandate of the ECOWAS Court of Justice,” *Journal of African Law*, Vol. 54, No. 1, 2010, p. 4.）。なおECOWAS加盟国（15カ国）はすべてバンジュール憲章の当事国でもある。

なおECOWAS司法裁判所に関する議定書の関連条文は、本稿末尾に【参考資料】として関連する条文の一部を掲載してあるので適宜参照のこと。

体法並びに人権侵害が行われているという。具体的には以下のような権利に対する侵害が存在すると主張している¹⁰⁸。

- ①刑事罰の不遡及（世界人権宣言第11条2項、バンジュール憲章第7条2項）
- ②実効的な救済を受ける権利（世界人権宣言第8条）
- ③既判事項の権威
- ④法の前の平等及び裁判所の公正な審理を受ける権利（世界人権宣言第9条第7条及び第10条、自由権規約第14条1項及び第26条、セネガル憲法）
- ⑤司法当局の独立（世界人権宣言第10条及び第11条、自由権規約第14条、バンジュール憲章第1条）
- ⑥権力分立の原則（民主主義と良き統治に関するECOWAS議定書第1条a、セネガル憲法）
- ⑦公正な裁判を受ける権利（バンジュール憲章第7条1項）
- ⑧ECOWAS共同体法とセネガル刑事法との間の矛盾

これに対してセネガルは、同国内においてハブレ氏に対する司法手続はまだ行われていないことを理由に裁判所は管轄権を有さず、また同一内容が拷問禁止条約の個人通報制度において申し立てられていることから、受理可能性の要件を満たさないとする先決的抗弁を提出した¹⁰⁹。裁判所は先決的抗弁に関して、2010年3月14日の決定においてセネガルの先決的抗弁を却下し、ハブレ氏の請求が受理可能であるとする決定を行った¹¹⁰。

本案段階において、セネガルはハブレ氏によって申し立てられている国内法の改正は、拷問禁止条約の個人通報制度における決定などの、国際的

108 ECOWAS Judgment, para. 1.

109 ECOWAS Judgment, para. 5. 議定書第10条d) ii) 参照のこと。

110 ECOWAS Judgment, para. 6.

また本件ではハブレ政権による被害者による訴訟参加請求がなされているが、裁判所は2009年11月17日の決定でこれを退けている（ECOWAS Judgment, para. 4.）。

義務に自国の国内法を適合させるためのものであると主張した¹¹¹。また、ハブレ氏に対する訴訟提起などは現段階で存在しておらず、何らの司法手続をも行っていないこと、そしてそれらの国内法の改正は人権の侵害とはなり得ないと主張した¹¹²。

以上のような主張に対し、裁判所は以下の5つの観点から検討を行っている。

① ハブレ氏に対する訴追手続による人権侵害の主張

ハブレ氏が主張する人権侵害は、公正な裁判を受ける権利や法の下での平等などである。しかしながら裁判所に拠れば、それらの人権侵害の問題は、セネガルの改正された国内法に基づきハブレ氏に対する手続や訴追が存在することが前提となる¹¹³。セネガルが認めているように、現時点においてセネガル国内で改正法に基づくハブレ氏に対する司法手続は行われていない。すなわち、ハブレ氏の主張は将来生じうる訴追という仮定に基づいており、その可能性も潜在的なものに過ぎない。以上の理由から裁判所はこの点についてハブレ氏側の主張を却下している¹¹⁴。

② 「民主主義と良き統治に関する ECOWAS 議定書」の解釈に関連した違反の主張

ハブレ氏側は「民主主義と良き統治に関する ECOWAS 議定書」¹¹⁵の第1条 (h) を援用し、セネガルの国内法改正が ECOWAS 共同体法に反しており、また刑事法の不遡及の原則を侵害していることを主張する¹¹⁶。併せ

111 ECOWAS Judgment, paras. 17-18.

112 ECOWAS Judgment, paras. 23-24.

113 ECOWAS Judgment, para. 28.

114 ECOWAS Judgment, paras. 29-30.

115 Protocol on Democracy and Good Governance, A/SP1/12/01, 21 December 2001.

て、ECOWAS司法裁判所に関する議定書第9条により、加盟国がECOWAS共同体条約及び共同体法から生ずる義務を履行していないことを裁判所が評価する権限を有していることから、自らがそのような訴訟を提起することができる¹¹⁷と述べている¹¹⁷。

裁判所はしかしながら、締約国による共同体上の義務の履行を怠っていることについては、自然人であるハブレ氏は同議定書第10条の規定により裁判所へ訴えを提起する権限を有さないとして、この点についての主張を却下している¹¹⁸。

③ 実効的な救済に関する違反の主張

国際人権規約を援用しつつ、ハブレ氏側はセネガル憲法の規定により私人たるハブレ氏が、同国国内法の改正によって刑罰の不遑及が憲法違反であるとの主張をセネガル国内においてなすことができないことが、実効的な救済を受ける権利の侵害であると主張する。裁判所はこの点に関して、

116 当該条項は以下の通りである。

Article 1

The following shall be declared as constitutional principles shared by all Member States: (...)

(h) The rights set out in the African Charter on Human and Peoples' Rights and other international instruments shall be guaranteed in each of the ECOWAS Member States; each individual or organization shall be free to have recourse to the common or civil law courts, a court of special jurisdiction, or any other national institution established within the framework of an international instrument on Human Rights, to ensure the protection of his/her rights. In the absence of a court of special jurisdiction, the present Supplementary Protocol shall be regarded as giving the necessary powers to common or civil law judicial bodies.

117 ECOWAS Judgment, para. 32.

118 ECOWAS Judgment, para. 33.

ハブレ氏が主張するような権利と、憲法訴訟の訴権は異なるものであると述べる¹¹⁹。また、ハブレ氏が主張する違反については具体的な内容をこの点で主張していないと付言する¹²⁰。よって裁判所はこの点に関するハブレ氏の主張は、実効的な救済を受ける権利という観点からは検討することができず、よってこの点については却下するとしている¹²¹。

④ 権力分立、司法の独立に関する違反の主張

ハブレ氏側は、セネガルにおける刑法や憲法の改正は、立法及び行政による司法への干渉であると主張し、この点で権力分立の原則に反すると述べている¹²²。これに関して裁判所は、権力分立の原則が民主社会における根本的な原則であるとしても、一国家が憲法や法律を改正するという行為は、人権侵害として個人が主張しうるものではない。すなわち、権力分立の原則それ自身は人権ではないと述べる。よって、セネガルにおける法律並びに憲法の改正は、ハブレ氏に特有の権利の侵害となるものではないとしてこの点での議論を退けている¹²³。

⑤ 刑事法の不遡及の原則に関する違反の主張

ハブレ氏は、セネガルの刑法及び憲法改正により、処罰の根拠として「諸国家全体により認められた法の一般原則」や「ジェノサイド、人道に対する罪及び戦争犯罪に関する国際法の諸規則」を追加したことが、バンジュール憲章や世界人権宣言により定められている刑罰の不遡及に反すると主張している。また、同様の原則はICC（国際刑事裁判所）規程第11条及び第24条にも同様に規定されていることも併せて主張している¹²⁴。

119 ECOWAS Judgment, paras. 34-35.

120 ECOWAS Judgment, para. 37.

121 ECOWAS Judgment, paras. 37-38.

122 ECOWAS Judgment, para. 40.

123 ECOWAS Judgment, paras. 41-42.

セネガルはこれに対して、これらの法改正は国内法を国際的義務に合致させるためのものであり、これらが裁判所に遡及的な適用を認めるとしても、それが新たな訴追を招くものではないと述べる¹²⁵。

しかし裁判所は、セネガルがバンジュール憲章第7条2項及び世界人権宣言11条2項を無視していると述べている。そこから、裁判所はAUの指令（mandat）に応えるためのこれらの法改正が、ハブレ氏の主張するように上述の法規範の違反を構成するかどうかを検討する。

この点に関連して裁判所は、申し立てられている人権侵害が抽象的なものであるかどうかについて検討を行う。裁判所は自らの判例や欧州人権裁判所の判例を引用しつつ、問題となっている立法を抽象的に（*in abstracto*）審査する権限を裁判所が有さず、法律が存在することにより申立人の権利が侵害されうるという主張では十分ではないと述べる。しかしながら、当該法律による人権侵害が生じる可能性について、合理的で説得力のある根拠がある場合にはその限りではないとの判断基準を示す¹²⁶。

本件において、裁判所はまずセネガルがAUにハブレ氏についての問題を付託し、ハブレ氏をアフリカの名において処罰するべきとの指令を得たことを指摘する。それによりセネガルは遡及的効力のある憲法ならびに法律の改正という手段をとることになった。セネガルでは新たな予審判事を任命してハブレ氏に対する事件の捜査を行う動きがあり、かつハブレ氏のパスポートは没収され、監視下に置かれた状況でセネガルからの出国も禁止されていると指摘する¹²⁷。これらのことから、ハブレ氏がバンジュール憲章第7条2項及び世界人権宣言11条2項の侵害の被害者であることについて、合理的で説得力のある根拠があるとしている¹²⁸。

124 ECOWAS Judgment, paras. 43-47.

125 ECOWAS Judgment, para. 47.

126 ECOWAS Judgment, paras. 51-52.

127 ECOWAS Judgment, para. 57.

128 ECOWAS Judgment, paras. 54-57.

しかしながら、AUの指令の履行と当該状況における実現方法の間には均衡が必要であると裁判所は指摘する¹²⁹。そこで、裁判所が注目したのが自由権規約第15条2項である¹³⁰。本件では、セネガルの国内法はジェノサイドや人道に対する罪についてハブレ氏の行為を裁く権限を有さない。しかしながらAUの指令はジェノサイドや拷問行為の不処罰を防ぐものであることから、裁判所は自由権規約第15条2項に基づき、国際的な手続が望ましいとしている¹³¹。

以上のことから、裁判所はセネガルの国内法改正によるハブレ氏の人権侵害の可能性が一貫して見られると指摘し、セネガルが既判事項の権威の尊重や自国の裁判所の判断に従わなければならない、刑罰の不遡及の原則を尊重するように命じている。他方で、AU指令によりセネガルに付与されている使命は、ハブレ氏を訴追するためにあらゆる方式で行うものであるが、国際法あるいは文明国で行われているようなアド・ホックな国際的性質を有する、特別の手続という厳密な枠内で行われるべきであると述べている¹³²。

129 ECOWAS Judgment, para. 58.

130 自由権規約第15条は以下のように規定する。

「1 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。犯罪が行われた後により軽い刑罰を科する規定が法律に設けられる場合には、罪を犯した者は、その利益を受ける。

2 この条のいかなる規定も、国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為を理由として裁判しかつ処罰することを妨げるものでない。」

131 ECOWAS Judgment, para. 58.

132 ECOWAS Judgment, para. 61.

IV おわりに

以上、アフリカにおける実施措置の進展についてアフリカ人権裁判所の設立を中心に概観するとともに、ハブレ氏にまつわる事例を検討してきた。

Ⅱでも述べたように、バンジュール憲章は自由権と社会権を区別せずに扱っており、その点からその規範内容及び実施措置の展開について今後の検討に値すると言える。これは、他の地域人権条約における社会権の比較検討において大きな寄与をなすものと考えることができる。かかる観点以外にも、新しく成立したアフリカ人権裁判所が今後どのような実体的判断を下していくのか、そしてそのような展開が新しく設立される予定のアフリカ人権司法裁判所においてどのような変化を遂げていくのか、また裁判所と委員会の関係がどのように整理されていくのかという点からも今後のアフリカの実行が注視されるべきであろう。

また、今回検討したハブレ氏の事例は2つの点で貴重な視点を与えてくれるものであると言えよう。一つは、ジェノサイドや戦争犯罪といった国際人道法・国際刑事法の観点からの主張に並行する形で、拷問禁止条約という人権規範による主張が見られたことである。これは拷問禁止条約が普遍管轄権の設定を締約国に義務づけており、かつ拷問の実行者が所在している国は、当該実行者を処罰するか他国へ引き渡す義務があることが個人通報制度の決定により明確にされたことによる。無論、いずれの主張にしても当該実行者の所在国が引渡に応じるという意志を有していることが前提となっており、そのような前提を欠いていると思われる本件では、法的対応のみでの難しさも指摘しなければならない。

この点との関連で、国際司法裁判所のCançado Trindade裁判官は反対意見の中で、国家間関係（拷問禁止条約に基づく引渡か処罰かの義務に関する紛争）の背後にある個人の権利や個人の利益を重視する議論を展開しており、それに基づき裁判所は仮保全措置を指示すべきであったと述べて

いる¹³³。

それによれば、仮保全措置の目的である当事国の権利の保全は国家の権利だけを保護するものではなく、仮保全措置を通じて人権や生命の保護にも及んでいるという¹³⁴。本件においては、ハブレ政権下で弾圧を受けた被害者や遺族が「正義の実現」という観点から様々な行動を起こしているものの、弾圧を受けた時期から起算しても20年以上正義が実現されていない状態が継続している。そのような「正義の実現」の観点からすると、仮保全措置の要件である緊急性は十分にあると主張している¹³⁵。また、ハブレ氏を裁くという「正義」が実現されていない状況では、回復不能な損害が継続していると考えられることができるため、その点からも仮保全措置の条件は満たされる。よって仮保全措置は指示されるべきであるとCançado Trindade裁判官は述べている。Cançado Trindade裁判官の議論はハブレ政権下の弾圧による被害者をいかに救済するかという観点では一貫している。確かにセネガルがハブレ氏の訴追あるいは引渡に応じようとしていない現状では被害の救済やハブレ氏の処罰による正義の実現は難しく、それが問題を複雑にしていることは否めない。

第二は、ハブレ氏にまつわる手続は国内裁判所（セネガル、ベルギー）のみならず、普遍的人権条約に基づく手続（拷問禁止条約に基づく個人通報制度）、地域人権条約に基づく手続（アフリカ人権裁判所）、地域的組織の司法機関における手続（ECOWAS司法裁判所）と様々なフォーラムにおいて、それぞれ様々な適用法規により行われた。その点では、forum shoppingの典型的事例であるとも言える。本件では例えばバンジュール憲章における委員会と裁判所の関係のみならず、バンジュール憲章の実施機関であるアフリカ人権裁判所と地域的機構内の地域組織の司法機関

133 Dissenting Opinion of Judge Cançado Trindade.

134 Dissenting Opinion of Judge Cançado Trindade, paras. 13, 21.

135 Dissenting Opinion of Judge Cançado Trindade, paras. 82, 101.

(ECOWAS司法裁判所) との間の権限関係についても検討が必要であろう。ECOWASについては、インターネット上で資料が十分に入手できない状況でもあり、この点についてさらなる資料収集の上別稿にて論じることとする。同様に、ICJにおける訴訟手続でも、拷問禁止条約という普遍的な人権保障体制とAUによるハブレ氏訴追のための試みのどちらが優位するかに関しても直接間接に論じられている。よって、普遍的实施措置と地域的实施措置という観点のみならず、地域内においても複数の機関が並立する場合の関係についての議論が必要である。

なお本件においては、その後の動きとして以下の点を指摘しておく。

- ① セネガルは、ハブレ氏を裁くためには多額の費用がかかると従来から主張していた。これについて、資金提供国による円卓会議が2010年11月24日に開催され、総額860万ユーロを拠出することが合意された¹³⁶。AUはこれに100万ドルを拠出することになっている。
- ② ECOWAS司法裁判所の判決を受けてAU首脳会議は、チャドにおいて1982年6月から1990年12月までの間に行われた国際人道法の重大な違反行為に対して最も重大な責任を有する人物を訴追する目的で、セネガルの裁判所システム内にアフリカ特別裁判部 (African Extraordinary Chambers) という国際的性格を有する裁判所を設立することを提案した。AU委員会はセネガルあるいはチャドと、当該裁判所の設立に関する規程を含む合意をできるだけ早期に締結することが求められ、セネガルは国内法により当該裁判所を設立するための必要な措置を速やかにとることが求められている¹³⁷。

136 African Union Press Release, No. 164/2010, 24 November 2010.

137 Decision on the Hissene Habre Case, African Union Press Release No. 12, 31 January 2011.

cf., “African Union Calls for ‘Expeditious’ Start to Habré Trial,” at <<http://www.hrw.org/en/news/2011/01/31/african-union-calls-expeditious-start-habr-trial>> (last accessed on 21 February 2011)

アフリカ人権裁判所の成立により、ヨーロッパ・米州・アフリカと3つの地域人権条約において司法裁判制度が揃ったことになる。今後は規範内容の検討を通じ、それぞれの異同や特徴を明らかにすることで、地域と普遍、自由権と社会権などの比較検討が可能となると思われるので、実施措置の進展のみならず規範内容における比較検討を通じ、人権規範の発展とその限界について検討することが求められる。

【追記】 本稿は、平成22年度科学研究費補助金（若手研究（B）・課題番号22730039）による研究成果の一部である。

【参考資料】 関連条文一覧（抜粋）

※ アフリカ人権裁判所設立議定書

Article 3 JURISDICTION

1. The jurisdiction of the Court shall extend to all cases and disputes submitted to it concerning the interpretation and application of the Charter, this Protocol and any other relevant Human Rights instrument ratified by the States concerned.
2. In the event of a dispute as to whether the Court has jurisdiction, the Court shall decide.

Article 5 ACCESS TO THE COURT

1. The following are entitled to submit cases to the Court:
 - a) The Commission
 - b) The State Party which had lodged a complaint to the Commission
 - c) The State Party against which the complaint has been lodged at the Commission
 - d) The State Party whose citizen is a victim of human rights violation
 - e) African Intergovernmental Organizations
2. When a State Party has an interest in a case, it may submit a request to the Court to be permitted to join.
3. The Court may entitle relevant Non Governmental organizations (NGOs) with observer status before the Commission, and individuals to institute cases directly before it, in accordance with article 34 (6) of this Protocol.

Article 7 SOURCES OF LAW

The Court shall apply the provisions of the Charter and any other relevant human rights instruments ratified by the States concerned.

Article 34 RATIFICATION

6. At the time of the ratification of this Protocol or any time thereafter, the State shall make a declaration accepting the competence of the Court to receive cases under article 5 (3) of this Protocol. The Court shall not receive any petition under article 5 (3) involving a State Party which has not made such a declaration.
7. Declarations made under sub-article (6) above shall be deposited with the Secretary General, who shall transmit copies thereof to the State parties.

※ アフリカ人権裁判所暫定規則

Rule 33 Access to the Court

1. Pursuant to the provisions of articles 5 and 34 (6) of the Protocol, the following are entitled to submit cases to the Court:
 - a. The Commission;
 - b. The State Party which has lodged an application to the Commission;
 - c. The State Party against which an application has been lodged at the Commission;
 - d. The State Party whose citizen is a victim of a human rights violation;
 - e. An African Intergovernmental Organization;
 - f. An individual or a Non-Governmental Organization which has observer status before the Commission provided the requirements of article 34 (6) of the Protocol are met.

Rule 36 Registration and Transmission of Pleadings

1. All pleadings received by the Registrar shall be registered and a copy thereof transmitted to the other party.
2. The Registrar shall acknowledge receipt of all such pleadings.

Rule 38 Dismissal of Application without Merit

Whenever the Court finds that there is no merit in an application, it shall dismiss such application giving reasons for its decision, and may not have to summon the parties to the hearing, provided its decision and the reasons thereof are communicated to all the parties.

Rule 39 Preliminary Examination of the Competence of the Court and of Admissibility of Applications

1. The Court shall conduct preliminary examination of its jurisdiction and the admissibility of the application in accordance with articles 50 and 56 of the Charter, and Rule 40 of these Rules. (後略)

Rule 52 Preliminary Objections

1. Any party served with the application may raise preliminary objections to any part or parts thereof.
2. Preliminary objections shall be raised at the latest before the date fixed by the Court for the filing of the first set of pleadings to be submitted by the party who intends to raise the objections.
3. The submission of preliminary objections shall not cause the proceedings on the substantive case to be suspended unless the Court so decides. In any case, the Court shall rule on the objections or incorporate its ruling in its decision on the substantive case.
4. Every preliminary objection shall set out the facts and the law on which the objection is based as well as the submissions and a list of the documents in support, if any; it shall also specify any evidence which the party intends to produce. Certified copies of all supporting documents shall be attached.
5. Where a party raises a preliminary objection, the Court shall invite the other party to submit, its written observations in reply before ruling on the preliminary objection, the Court may decide to invite the parties to submit

further observations in writing.

6. Before deciding on the preliminary objection, the Court may, on the request of a party, or of its own accord, decide to hold a hearing if it deems it necessary.
7. The Court shall give reasons for its ruling on the preliminary objection.

※ アフリカ司法人権裁判所設立議定書

Article 8 Signature, Ratification and Accession

3. Any Member State may, at the time of signature or when depositing its instrument of ratification or accession, or at any time thereafter, make a declaration accepting the competence of the Court to receive cases under Article 30 (f) involving a State which has not made such a declaration.

※ アフリカ司法人権裁判所規程

Article 2 Functions of the Court

1. The African Court of Justice and Human Rights shall be the main judicial organ of the African Union.

Article 28 Jurisdiction of the Court

The Court shall have jurisdiction over all cases and all legal disputes submitted to it in accordance with the present Statute which relate to:

- a) the interpretation and application of the Constitutive Act;
- b) the interpretation, application or validity of other Union Treaties and all subsidiary legal instruments adopted within the framework of the Union or the Organization of African Unity;
- c) the interpretation and the application of the African Charter, the Charter on the Rights and Welfare of the Child, the Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa, or any other legal instrument relating to human rights, ratified

- by the States Parties concerned;
- d) any question of international law;
- e) all acts, decisions, regulations and directives of the organs of the Union;
- f) all matters specifically provided for in any other agreements that States Parties may conclude among themselves, or with the Union and which confer jurisdiction on the Court;
- g) the existence of any fact which, if established, would constitute a breach of an obligation owed to a State Party or to the Union;
- h) the nature or extent of the reparation to be made for the breach of an international obligation.

Article 30 Other Entities Eligible to Submit Cases to the Court

The following entities shall also be entitled to submit cases to the Court on any violation of a right guaranteed by the African Charter, by the Charter on the Rights and Welfare of the Child, the Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa, or any other legal instrument relevant to human rights ratified by the States Parties concerned:

- a) State Parties to the present Protocol;
- b) the African Commission on Human and Peoples' Rights;
- c) the African Committee of Experts on the Rights and Welfare of the Child;
- d) African Intergovernmental Organizations accredited to the Union or its organs;
- e) African National Human Rights Institutions;
- f) Individuals or relevant Non-Governmental Organizations accredited to the African Union or to its organs, subject to the provisions of Article 8 of the Protocol.

※ ECOWAS司法裁判所に関する議定書

Article 9 Jurisdiction of the Court

1. The Court has competence to adjudicate on any dispute relating to the following:
 - a) the interpretation and application of the Treaty, Conventions and Protocols of the Community;
 - b) the interpretation and application of the regulations, directives, decisions and other subsidiary legal instruments adopted by ECOWAS;
 - c) The legality of regulations, directives, decisions, and other subsidiary legal instruments adopted by ECOWAS.
 - d) The failure by Member States to honor their obligations under the Treaty, Conventions, and Protocols, regulations, directives or decisions of ECOWAS. (後略)

Article 10 Access to the court

Access to the Court is open to the following :

- a) Member States, and unless otherwise provided in a Protocol, the Executive Secretary, where action is brought for failure by a Member State to fulfill an obligation;
- b) Member States, the Council of Ministers and the Executive Secretary in proceeding for the determination of the legality of an action in relation to any Community text;
- c) Individuals and corporate bodies in proceedings for the determination of an act or inaction of a Community official which violates the rights of the individuals or corporate bodies.
- d) Individuals on application for relief for violation of their human rights; the submission of application for which shall:
 - i) not be anonymous; nor
 - ii) be made whilst the same matter has been instituted before another International Court for adjudication; (後略)